

表 13-(2)-1.1

(単位：千円/戸)

構造/耐用年数	1年	2年	3年	4年	5年
木造	1,880	1,970	—	—	—
軽量鉄骨 スチールパイプ造	1,920	2,090	2,220	2,390	2,510

表 13-(2)-1.2

(単位：千円/戸)

構造/耐用年数	1年	2年	3年	4年	5年
木造	4,130	4,330	—	—	—
軽量鉄骨 スチールパイプ造	4,220	4,580	4,900	5,260	5,510

表 13-(2)-2

費目	細分	説明
人件費	給料	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行う場合にこれに直接従事する者に対する給与である。
	手当	
	共済費	直営事業に直接従事する者に対する共済組合負担金である
	委員手当	審査会委員又は審査委員に対する報酬である。
旅費	旅費	直営事業に直接従事する者及び審査会委員又は、審査委員に対する普通旅費、日額旅費、出張旅費である。
庁費	賃金	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行うに必要な経費である。
	需用費	
	役務費	
	委託費	
	使用料及び賃借料	
	原材料費	
	備品購入費	
	共済費	賃金労務者に対する事業主負担保険料である。

表 13-(2)-3

階数	建築主体工事費等に要する費用に乗じる数値
3～5階	100分の24
6～13階	100分の26
14～19階	100分の28
20階以上	100分の31

表 13-(2)-4

(ア) 事業	(イ) 係
--------	-------

	数
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業	1.20
○ 防災再開発促進地区を定め又は定める予定である区域内で施行される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施される事業（市街地再開発事業又は防災街区整備事業に限る。）	1.35
○ （イ）係数 1.35 を満たす（ア）事業要件及び以下の要件をいずれも満たす事業 ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること	1.50

2. 雑則

- 平成 23 年度末までに、事業に着手済み（補助を受けて調査・計画策定・設計に着手した場合又は事業計画認可を了した場合を含み、複数の工区を有する地区において一部の工区に着手があったときは、地区全体に着手があったものとみなす。）の地区については、1. の I の第 1 項ただし書の規定は、適用しないものとする。
- 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること並びに平成 30 年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込み地」と読み替える。
- 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 7 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成 28 年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中に行われる事業に限り、事業に関する規定はなお従前の例による。